技能労務職員等の給与見直しに向けた取り組み方針

平成20年7月策定

1 現状

(1) 技能労務職員の人数、平均年齢、平均給与等(平成20年4月1日現在)

職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額		
54 人	46.8 歳	320,113 円	341,622 円		

※「平均給与月額」とは、給料月額と扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの 全ての諸手当の額を合算したものであり、地方公務員給与実態調査において明ら かにされているものです。

(2) 年齢別職員数(平成20年4月1日現在)

区分	20 歳	20~	24~	28~	32~	36~	40~	44~	48~	52~	56~	60 歳
	未満	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以上
職員数(人)	0	0	0	2	4	10	7	6	6	10	9	0

2基本的な考え方

技能労務職については平成17年度から平成19年度までの退職者(5名)の新規採用による補充はしていない。ただし、短時間勤務の再任用職員を平成18年度は1名、19年度は2名、20年度は2名任用している。今後も、基本的に新規採用による退職者の補充は行わない予定である。ただし、住民サービスの確保に必要な場合は、再任用や臨時的任用による対応を行う。

また、給与に関しては、民間の同業種の従事者との均衡に留意しながら国、県、 近隣自治体における同種の職員の給与等を参考にし、平成20年度以降も必要に 応じ、関係者等と協議を行い、引き続き適正な給与制度・運用となるよう取り組 んでいく。

3具体的な取組内容

平成17年度の合併時に特殊勤務手当の大幅な削減を行った。また、平成19年度に給与構造の見直しを行い、給与水準を国の行政職給料表(二)に準じて引き下げ、更に平成20年度より地域手当を1%から0%に削減した。